

就労（予定）証明書に関するよくあるご質問

Q1	東京に本社がある会社の熊本支社で働いているが、本社の証明が必要か？
A	支社において所定の内容の証明が可能であれば、支社名で証明書を記入いただいて問題ございません。
Q2	会社の採用日は平成25年4月1日で、現在の支社に配属された日は平成29年4月1日である。所属する支社が証明書を記入する場合、採用年月日はどちらを記入するのか？
A	会社の採用日である「平成25年4月1日」をご記入ください。
Q3	自営業の「中心者」と「補助者」は、どのような違いがあるのか？
A	「中心者」とは、自営業の業務を中心となって担う方をいいます。 なお、保護者が2名おり、その2名とも同じ自営業に従事している場合は、そのうち1名が「補助者」となります。
Q4	自営業、農業、内職の場合、就労証明書以外に提出するものはあるのか？
A	就労証明書のほかに、自営の状況が確認できる書類として下記①または②のいずれかをご提出ください。 ① 最新年度分の確定申告書（第一表・第二表）の控えの写し ② ①が提出できない場合は、事業の取引状況を確認できる書類と営業許可証又は開業届の写し <u>また、祖父母が営む自営業に従事している場合も、祖父母の自営の状況が確認できる書類を添付してください（ただし、法人格がある場合は不要）</u>
Q5	就労時間や就労日数が不規則の場合、どのように記入するとよいか？
A	代表的な（最も多いパターンの）就労時間および就労日数をご記入ください。
Q6	給与の月給は、どの金額を記入するのか？
A	給与の本俸をご記入ください。
Q7	稼働日数、総支給額はどのように記入するとよいか？
A	稼働日数は、 <u>有給休暇の日も含めた稼働日数</u> を記入してください。（ただし、産前産後の休業期間、育児休業の期間は含めないでください。Q8参照） 総支給額は、税金などを差し引かれる前の総支給額（手当等含む）をご記入ください。
Q8	育児休業取得中の者で最近3ヶ月の就労実績がない場合、就労状況はどのように記入するとよいか？
A	稼働日数は「0」と記入し、手当等の支給がある場合には、総支給額に実際の支給額をご記入ください。また、育児休業の期間（育児・介護休業法に定めるもの）を必ずご記入ください。
Q9	育児休業期間が未定（復職日未定）の場合は、どのように記入するとよいか？
A	保育所等への入所申込みには、育児休業開始日と終了日の記載が必要です。 証明書において復職日を確認し、入所予定月を限定したうえでお申込を受け付けますので、育児休業期間について労働者と協議のうえでご記入ください。
Q10	育児短時間勤務制度を利用の場合、就労時間はどのように記入するとよいか？
A	育児短時間勤務制度利用時の勤務時間をご記入ください。